

## 論 文

## カナダ国籍・市民権の史的展開

—進化と自立—

鈴木 健 司

同志社女子大学・表象文化学部・英語英文学科・教授

The Development of Canadian Nationality  
and Citizenship:

Evolution and Independence

SUZUKI Kenji

Department of English, Faculty of Culture and Representation,  
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Professor**Abstract**

This essay provides an overview of Canadian nation-building, deals with the British and Canadian regulations on nationality and citizenship, and examines how they affected each other. The process of Canada's independence is sometimes referred to as "evolution," in contrast to the American "Revolution." Starting from British colonies, Canada achieved independence in stages, gradually separating from Britain: promotion to a Dominion, autonomous diplomacy, the British Commonwealth of Nations, and the patriation of the constitutional law from London. The same applies to Canadian nationality and citizenship. The origin of the concepts lies in the status of the British subject, inherited by the common law. Then, critical points came with the following regulations: (1) the British Naturalization Act of 1870, which finished up the traditional nationality system, defining the British subject based on the common law, (2) a series of Canadian laws from the 1910s to the 1920s on immigration, naturalization, and nationality, referring to Canadian citizenship and nationality for the first time, with the British Nationality and Status of Aliens Act 1914, which provided the common code over the status of the British subject, (3) the Canadian Citizenship Act 1946, which radically changed the relations between the concepts of British subject and Canadian citizenship, followed by the British Nationality Act 1948, which introduced a new classification of the British subject.

## 序

カナダ人とは何か。カナダにおいて、この問いは常に重要な意味を持ち続けてきた。独立国家としての地位を確立して久しい現代においても、それは変わることがない。

近年では、自由党党首ジャスティン・トルドーが首相就任以前の2015年にメディアのインタビューで「カナダには核となるアイデンティティーが存在しない」<sup>1)</sup>と発言したことが物議を醸した。トロント・サン紙のコラムニスト、コーディス・マルコムは、カナダがマグナ・カルタ（大憲章）以来800年以上にわたる民主的伝統を持つことを強調したうえで、トルドーが「カナダの西欧的な文化と価値を恥ずべきものと感じているようにさえ見える」<sup>2)</sup>と非難した。トルドーはネーションの概念を打破する気概を持って語ったが、寛容で進歩的なカナダ社会をもってしても容易には受け入れられない発言であった。

同様の事態は過去にも発生している。カナダ出身のニュースキャスター、ロバート・マクニールがPBSの番組で「カナダ人は語られることがない国民だ。語られることがないということは、アイデンティティがないということだ」と発言した。歴史学者ジャック・グラナツテインは著書『誰がカナダの歴史を殺したか』の中で、この発言が歴史を無視したものであるとして批判した<sup>3)</sup>。カナダ人が自国の歴史を理解しようとしないうちに警笛を鳴らした同書はベストセラーとなった。

保守派の論客たちが主張するように、国民のアイデンティティーを論じるうえで、その歴史との結び付きを無視することはできない。これらの議論においてはカナダのアイデンティティーの拠り所となる価値が論点とされたのであるが、国民の存在を法的・制度的に規定するのは「国籍」及び「市民権」といった概念である。カナダがかつての本国であったイギリスとの距離を微妙に調節しながら発展してきたことは、歴史上の重要な特質であり、その推移は連邦結成以

来着実に独立意識を高めてきた国民意識のあり方に見て取れる。一方、国籍や市民権に関する法制度はイギリス法の影響下にあった時代が長く、そのようなカナダの政治的・文化的歩みと軌を一にしているわけではない。

カナダの国籍・市民権については多くの優れた先行研究が存在するが、それに関わる法規の変遷をたどることは必ずしも容易ではない。その主たる原因は、この問題の関連分野が移民法、帰化法、外国人法など多岐にわたっており、改正法も含めると実に多くの制定法が関わっていることにある。イギリスの統治下の時代まで遡ればなおさらであり、全体像はつかみにくい<sup>4)</sup>。イギリス法がカナダ史の観点から考察されることも多いとは言えない<sup>5)</sup>。

本稿は、カナダ人のアイデンティティーの制度的根拠の一つとなる国籍及び市民権の問題について、その概念の展開の過程を整理することを目的とする。個々の争点に関わる法理に着目するよりは、法制度の変遷を政治的事情に重ねて俯瞰することを試みる。最初にカナダの連邦結成以降の政治史を、イギリス帝国からの独立に関わる問題に限定して概観しつつ、本稿で問題とするイギリスとカナダの国籍法の位置を確認する。そのうえで法制度の視点から時代を区切り、イギリスとカナダの相互関係に着目しながら、主要な事項の意義について時代順に考察する。

## 1. 独立国家への段階的進化

カナダが独立国家となるまでの過程は、しばしば「進化」(Evolution)に例えられる。隣国アメリカが「革命」(Revolution)によって一気に独立を達成し、合衆国憲法を制定して政治制度を刷新したのとは対照的に、カナダはイギリス本国との関係を重視し、その政治的伝統を継承しながら時間をかけて平和的に自立の歩みを進めてきたからである。その歴史は、独立の達成度の観点からいくつかの段階に分けることができる。

## (1) 連邦結成

カナダ植民地をはじめ北米大陸に存在していたイギリスの複数の植民地が協議を重ねた結果、1867年7月1日に連邦結成（Confederation）を実現した。これを現代カナダの出発点とすることが、広く社会一般の共通認識である<sup>6)</sup>。イギリス政府はカナダが高度な自治権を持つことを容認したが、この時点のカナダはまだ独立した国家ではなく、自治領（Dominion）という位置付けであった。

現代まで続く統治機構の枠組みを法的に規定したのは、ロンドンの議会で制定された英領北アメリカ法（British North America Act）<sup>7)</sup>である。同法はその後、事実上のカナダ憲法として機能していくことになる。

連邦結成時には「カナダ国民」という概念はまだ顕在化していない。初代・第3代カナダ首相ジョン・A・マクドナルド（John A. Macdonald, 1815-1891）は、自由貿易主義者によるアメリカとの政治的連合への動きを危惧し、カナダの自立の重要性を主張する立場から次のように述べたと伝えられる。「イギリス臣民として生まれた私はイギリス臣民として死ぬであろう。卑怯な方法によって我々をイギリスから引き離そうとする『隠された裏切り』に反対する」<sup>8)</sup>。マクドナルドはスコットランド出身の移民であり、自治領初期の時代において支配的な立場にあったイギリス系カナダ人にとっては、イギリスの伝統を継承していることこそが、革命的なアメリカとは異なるカナダの独自性を意味すると考えられたのである。

## (2) ナショナリズムの高揚と独自外交の推進

カナダは17世紀初頭から百数十年にわたりフランスの植民地であったので、英仏戦争によってイギリスの支配下に入ってから、両民族の共存が常に統治上の重要課題であり続けた。1867年の連邦結成は、州の連合であることに加えて、「建国の二民族」であるフランス系とイギリス系の契約という一面も持っていた。しかしカナダが自治領としてイギリスの一部である

という現実、両者を対等な立場で共存させることを困難にした。

20世紀初頭のカナダでは、自治の進展をめざす中で、イギリスからの自立を促そうとする試みも見られた。イギリスがドイツへの警戒心から海軍への協力を自治領に対して求めた際に、第8代首相ウィルフリッド・ローリエ（Wilfrid Laurier, 1841-1919）はカナダ独自の海軍創設を目指したが、この提案はイギリス系とフランス系の両方から厳しく攻撃された。ローリエは1911年の選挙戦で、自身の立場について次のように述べている。「ケベックでは帝国主義者（imperialist）と言われ、オンタリオでは反帝国主義者（anti-imperialist）と言われる。私はそのどちらでもない。カナダ人だ」<sup>9)</sup>。ここで「帝国主義」とは、植民地獲得による対外勢力拡大を表す一般的な意味とは異なり、イギリス本国との緊密な関係を重視する立場を指す、カナダ独自の意味で用いられている。フランス系カナダ人として初めて首相となったローリエは、フランス系の「反帝国主義」感情に配慮しつつも基本的に親英的な政策を取ることで14年にわたって政権を維持してきたが、帝国主義者の支持基盤を失った途端に敗北したのである。

1910年代は、後述のように、イギリスとカナダの双方で国籍と市民権に関わる法整備が進行した時代であるが、カナダではナショナリズムを高揚させる政治的事情があった。1914年に第一次世界大戦が勃発し、イギリスが参戦したことにより、その自治領であるカナダもまた自動的に参戦することになったことが、その主因である。当時の首相ロバート・ボーデン（Robert Laird Borden, 1854-1937）は「カナダの理想は一人の国王、一つの国旗、一つの艦隊、一つの帝国」<sup>10)</sup>と公言していたが、当初は徴兵までは予定していなかった。しかし戦況の悪化に伴い、結局は連合内閣のもとで徴兵を余儀なくされた。本国との紐帯を尊重する多くのイギリス系カナダ人はこれを支持したが、イギリスへの愛国心とは無縁であるフランス系カナダ人は強く反発し、カナダは徴兵危機（Conscription

Crisis) と呼ばれる事態に陥った<sup>11)</sup>。

この一連の出来事は、カナダがイギリス帝国の一員であること自体が、二民族の平和共存の障害となることを露呈した。また1917年のヴィミーリッジの戦い (Battle of Vimy Ridge) における勝利でカナダ軍の活躍が国際的に評価されたことは、カナダ人の自尊心を確かなものとした<sup>12)</sup>。こうしてカナダの自立への希求は急速に高揚し、イギリス帝国内におけるカナダの発言力と存在感は増大したのである。

その後のカナダは、イギリス政府の意向とは無関係に独自の外交を加速させていく。1919年には、戦後処理を目的としたパリ講和会議にカナダとして出席し、ヴェルサイユ条約にカナダとして署名した。国際連盟にはカナダとして加盟した。1922年のチャナク危機 (Chanak Crisis) では、イギリスとトルコの紛争への対処はカナダが独自で決めることを宣言した。1923年のオヒョウ条約 (Halibut Treaty) は、北太平洋の漁業権に関して、カナダが単独でアメリカと締結したものである。北大西洋三角形における軸足をアメリカに移し替えつつ、カナダはこのように着実にイギリス離れを進め、既成事実を積み重ねていった。

### (3) イギリスと対等な地位の確立

第一次大戦後、イギリスの帝国内での求心力は弱まり、各自治領で独立への動きが進む中、1926年のイギリス帝国会議はついに、自治領がイギリスと対等な地位にあることを公式に承認した。同会議の帝国内関係委員会が発表したバルフォア報告書 (Balfour Declaration of 1926) には、次のように記されている。「(イギリス、カナダ、南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランド自由国は) 国王への共通の忠誠心によって結ばれ、イギリス連邦 (British Commonwealth of Nations) の構成員として自由に連合するが、イギリス帝国内の独立した共同体であり、対等な地位にあり、内政と外交のいかなる点においても、互いに従属することはない」。

バルフォア報告書の内容を1931年にイギリス議会在承認して、ウェストミンスター憲章 (Statute of Westminster) が制定された。カナダ (及び他の旧自治領) は、この時点においてようやく、法的根拠をもってイギリスからの独立を達成したことになる。イギリスとの対等な立場の確立という観点からは、これがカナダ独立に関する最も重要な節目である。

これに先立ち1930年には帝国会議が、旧自治領がそれぞれ国籍法を規定する権限を持つことを決定している。国家の統治形態という観点から見ればすでにバルフォア報告書の時点で大枠が確認されていたとはいえ、独立国家となった後の国民のあり方についてまで合意があったわけではない。したがって、そこに道筋を付けたという点で、憲章制定までの5年間の経過には意味があったと言える。

こうしてカナダは、イギリス連邦内で共通の国王を君主に持つ独立国家として成立した。カナダは諸外国と独自の外交関係を樹立し、イギリスも諸外国の一つとして大使がカナダに駐在することになった。カナダ総督はイギリス政府の代表ではなく、国王の代理として位置付けられることになった。しかし総督がイギリスから派遣されることは変わらないなど、カナダは独立国家となった後も、依然としていくつかの点でイギリスとの従属関係の痕跡を残していた。

第二次世界大戦では、カナダは先の大戦のときとは異なり、自らの決定により参戦した。その発表は、独立国としての立場を強調する意図から、イギリスの参戦決定から1週間置いて行われた<sup>13)</sup>。1944年6月のノルマンディ上陸作戦では英米と共に3カ国軍を結成するなど、連合国の勝利に対するカナダの貢献は効果的であった。戦争終盤での激しい地上戦もあり、戦死者と行方不明者は4万2千人に上るなど、人的犠牲も多大であった<sup>14)</sup>。それにもかかわらず、カナダが戦略の検討や戦後の国際秩序の構築に関して米英と対等の発言力を持つことはなかった<sup>15)</sup>。

#### (4) 「カナダ国民」の創出

第二次大戦時の経験は、戦後のカナダを大国とは異なる「ミドルパワー」として独自の役割を果たす方向へと導いただけでなく、イギリスからの実質的独立に関する法的整備を加速させた。

終戦からまもない1946年、カナダは新たな市民権法を制定し、「カナダ国民」と「イギリス臣民」の関係に重大な変更をもたらした。カナダ国籍の創出という観点からは、同法がカナダ独立に関する最重要事項と言える。

1947年には国王ジョージ6世によるカナダ総督府設置特許証により、君主としての国王の役割が総督に付託されることとなった。総督は議會を召集して、政府が用意した内容に基づく施政方針演説(Throne Speech)を行い、法律制定にあたって国王の裁可を与えることなどをはじめ、統治機構の一部として役割を担っている。これらの任務が従来は国王の代理として遂行されてきたものが、総督自身の法的権限に改められたのである。また、総督はイギリスからの派遣によらずカナダ政府が任命することになり、1952年にはヴィンセント・マッシー(Vincent Massey, 1887-1967)がカナダ人として初めて総督に就任した。

1949年にはカナダ最高裁判所が最終の上訴裁判所であることが定められた。カナダ最高裁判所は1875年には設立されていたが、その後も最終審の役割を果たしていたのはイギリスの枢密院司法委員会であった。カナダ最高裁判所が最終審となったことにより、カナダは司法上の独立を達成したと言える。

カナダは長らく、英国旗をデザインの一部に含む「レッドエンサイン」(Red Ensign)を国旗として使用してきた。しかし1960年代になると、ケベックの近代化の進展によりフランス系とイギリス系の平等の実現が政治課題として浮上したこともあり、連邦結成100周年を目前に控えて、カナダ国民の統合の象徴となる新たな国旗を制定することが適当であると考えられた。カナダ政府はデザインの公募を行い、半年

に及ぶ議論と選考過程を経て、メープルリーフの旗が1965年から国旗となった、

20世紀後半のカナダは、アジアからの移民の増加や先住民政策の見直しなどを背景に、民族的多様性に配慮しつつ国民統合を図ることが課題となった。祖先をイギリスに持つ国民の人口比が大きいとはいえ、イギリス系の出自を優位に扱うことは、カナダの国是とは明らかに一致しなくなった。多文化主義(multiculturalism)をカナダの基本政策とすることをピエール・トルドー(Pierre Elliott Trudeau, 1919-2000)が首相として宣言したのは1971年のことである。第二次大戦後に制定された二つの市民権法は、このようなカナダ社会の変化に対応している。

#### (5) 憲法移管

カナダが独自の憲法を持ったのは、ようやく1982年になってからであった。統治機構のあり方について規定した英領北アメリカ法が憲法的役割を果たしてきたが、同法はカナダの独立後もイギリス議会の管轄に置かれたままであった。その原因はイギリス側ではなくカナダ自身の側にあった。カナダで唯一フランス系人口が多数派を占めるケベック州は新たな憲法体制の下で他州とは異なる地位や権利が保障されることを求めた。このため憲法が備えるべき憲法改正手続きについて、カナダの連邦内で合意に至ることができなかったのである。

ケベック州の同意なく憲法を制定することが違憲ではないというカナダ最高裁判所の勧告意見に基づき、カナダ議会はイギリス議会上院に立法を要請した。それを受けて成立したカナダ法(Canada Act)はイギリス議会のカナダに対する立法権を否定し、これによりイギリス議会の影響力がカナダに及ぶ可能性は完全に排除された。

英領北アメリカ法は「1867年憲法」と改称され、人権保障規定などの欠落要素を補うために「1982年憲法」が新たに制定された。いずれもコモンローとともにカナダの現行憲法を構成している。1982年4月17日にはオタワで女王とカ

ナダ首相が新憲法の調印式を行った。こうしてカナダがイギリスの関与から離れて新たな憲法体制を確立したことは、憲法移管 (Patriation) と呼ばれる。独自の憲法を備えたことにより、カナダは全ての欠落を解消し、名実ともに独立国家として完成したと言える。

ここまで見てきたように、カナダはイギリスとの関係を徐々に解消し、少しずつ「進化」するかのよう独立を達成してきた。そしてその過程の各段階において、国籍と市民法に関する立法が行われてきた。カナダ政府は、フランス系とイギリス系の対立、アメリカとの距離、民族の多様化など、時代の状況に応じて求められる形で「カナダ国民」を規定するための法整備を進めた。

それでは、国籍と市民権を規定した各法律は何を規定し、またその意義はどこにあったのか。以下、段階を追って見ていくことにする。

## 2. 植民地から自治領初期のカナダ国民 — コモン・ローとの関係から —

### (1) イギリス国籍法の原則

カナダは、アメリカ合衆国とは異なり、革命により政治体制を刷新した経験を持たないままイギリスからの独立を達成した、そのため、その国籍もまた植民地時代の概念から出発して、徐々に変化を遂げつつ現代まで進化してきた。したがって、カナダ国籍という概念を歴史的に検討すれば、その起源として必然的にイギリス国籍の問題に突き当たる。

イギリスにおいて国籍に関する原則は、制定法以前にコモン・ローの中で確立されてきた。具体的には、イングランドでは、国籍とは国王に忠誠を誓い国王の保護を受ける者との関係として理解されて、国王の領内で出生した者に臣民の身分が付与された。

このように国王への忠誠と出生地主義を臣民概念の基礎に置く考え方は、1608年にカルヴィン対スミス事件<sup>16)</sup>の判決により確定したというのが定説である。イングランドでは、1603年に

エリザベス1世の死去によりテューダー朝が断絶し、スコットランド王ジェームズ6世がジェームズ1世として即位することによりスチュアート朝が創始された。ここでイングランドとスコットランドとの同君連合が開始されるが、イングランドでは土地所有権はその臣民に限って認められたので、連合成立後にスコットランドで出生したカルヴィンのイングランドにおける土地所有権の有無が問題となった。判決では、カルヴィンがスコットランドで出生したことによりジェームズ6世との間に発生する忠誠と保護という相互関係はイングランドでも有効であるとの見解に基づき、カルヴィンにはイングランドにおける土地所有権が認められた。

この原則は1707年にイングランドとスコットランドが合同して連合王国<sup>17)</sup>が樹立された後も継承され、忠誠と保護の関係により国王との結び付きが認められる人の身分は「イギリス臣民」(British subject) と呼ばれた。人はイギリス臣民と外国人 (alien) に二分して位置付けられた。コモン・ローを基盤として認識されてきたイギリス臣民の身分は、18世紀以降、その範囲の限定や外国人の帰化の条件などについて、制定法による規定が進められていく。

1708年には外国人プロテスタント帰化法 (Foreign Protestants Naturalisation Act 1708)<sup>18)</sup>が制定され、宗教的に迫害を受けていた多数の外国人がイギリスに帰化した。同法は生来の臣民でない者に対して特別法によらず臣民の身分を付与した点で、当時として画期的であったが、社会不安を呼び、1711年には廃止された。

1772年にはイギリス国籍法 (British Nationality Act 1772)<sup>19)</sup>が制定され、父がイギリス臣民であればその子にはイギリス臣民の身分が付与されることが規定された。そしてこの身分は男系の血統により二世代にわたって継承されることも新たな原則として確定された。これは、当人が生来のイギリス臣民であれば、その子 (一世代下) が外国で生まれてもイギリス臣民の身分を獲得し、その孫 (二世代下) も

男系で繋がっている限りは外国で生まれても同様の身分を獲得することを意味する。この原則は、1914年帰化法によって廃止されるまで継続された。

1844年外国人法 (Aliens Act 1844)<sup>20)</sup>は、制定法による外国人の帰化を再び可能にした。帰化申請者はそれが認可されると、生来のイギリス臣民としての身分を獲得した。1840年代のイギリスは重商主義が廃れて自由貿易が急速に拡大した時期であり、立法の背景には、外国生まれの商人を中心にイギリス臣民としての身分を求める定住者が急増したという事情があった。1844年法では、イギリス臣民の男性と結婚した外国人女性は自動的にイギリス臣民としての身分を獲得することが定められた。一方、イギリス臣民の女性が外国人男性と結婚しても、その身分に影響は及ばない。外国人の権利に関わる事項を取り上げたこと、そして婚姻を臣民の身分に関わる要素として規定したことは、1844年法の重要な意義である。

イギリス臣民の概念の基礎には国王の存在があり、国王への忠誠及び国王による保護の関係は領内全域に及ぶ。したがって、イギリス臣民の身分は、植民地など本国以外の帝国内で出生した者にも同様に付与された。1847年外国人帰化法 (Aliens Naturalisation Act 1847)<sup>21)</sup>では、帰化によって付与されるイギリス臣民の身分が、本国と植民地で差別化されることになった。イギリスで帰化した者に付与されるイギリス臣民の身分は帝国内全域で有効である一方、植民地で帰化した者の臣民の身分は当該植民地でのみ有効となったのである。外国人の帰化に関しては、イギリス臣民という名の下に帝国内全域 (imperial) と地域限定 (local) という2種類の身分が存在することになった。

## (2) 英領北アメリカ植民地の事情

18世紀半ばの北米大陸における英仏抗争の結果イギリスの植民地となったカナダ (英領北アメリカ) では、イギリス臣民と外国人の関係についてどのように扱われてきたのか。カナダに

おける外国人及びその帰化に関わる制定法は、19世紀以降、次のような展開を見せた。1814年の外国人法<sup>22)</sup>では、外国人を定義し、その財産が国王に属することを規定していた。やがて1828年<sup>23)</sup>及び1841年に制定された集団帰化法<sup>24)</sup>では、一定の条件を満たすカナダ植民地 (Province of Canada) の住民に、生来のイギリス臣民 (natural born subject) と同様の市民的権利と政治的権利を授与した。

外国人の権利については、当初より所有権に関わることが重要な問題として考えられていた。1849年の帰化法<sup>25)</sup>では、外国人の帰化に関する条件が改められ、外国人が不動産の所有についてイギリス臣民と同様の権利を持つことが規定された。同じ内容がイギリスで認められたのは1870年帰化法によるものであり、この点ではカナダが先行した<sup>26)</sup>。

これらの流れは、イギリスにおいて1846年に穀物法が廃止され、旧植民地体制が終焉を迎えた時代と重なっている。そして英領北アメリカにおいては、議院内閣制の原型となる責任政府が、1848年にはノヴァスコシアと連合カナダで、1850年代になるとニューブランズウィック、プリンスエドワードアイランド、ニューファンドランドでも樹立されて、植民地自治の進展が顕著である。イギリス本国とは異なる外国人の扱いは、このような事情を背景として生じた。

1867年7月1日に連邦を結成して自治領となり、これ以降はカナダ議会による立法が行われることになった。国籍に関する最初の制定法は、1868年5月22日に制定された帰化法 (Naturalization Act 1868) である。カナダで出生した全ての者にイギリス臣民の身分が付与されることが規定され、出生地主義がカナダの国籍法の基本原則となっている。外国人がカナダに帰化申請する要件として、入国後2年以上居住することなども規定された<sup>27)</sup>。

この時点で誕生直後のカナダに、独自の国籍概念を追求する動きはまだ見られない。カナダ人とは、事実上はカナダに居住するイギリス臣民を意味したが、それを明示的に規定する法的

根拠は存在しなかった。

### (3) 1870年帰化法（イギリス）

カナダ自治領成立からまもなく、イギリスでは制定法によりイギリス臣民の概念の根幹に関わる大きな変更がもたらされた。それは、1870年帰化法（Naturalization Act 1870）<sup>28)</sup>により、国籍離脱の選択が可能となったことである。イギリス国王の領内で出生した者が外国籍を持つ場合、外国人であること（alienage）を宣言することにより、イギリス臣民の身分を放棄できる。イギリス臣民である父を持つ外国生まれの子についても同様である。自らの意思で外国籍を放棄した者は、そのイギリス臣民の身分を自動的に喪失する。それまで国王への忠誠義務は出生と同時に発生して永続すると考えられていたので、自発的に国籍を離脱することは不可能であった。

この重大な変更は、イギリスとアメリカとの関係によりもたらされたところが大きい。その一部にはカナダも関わっている。祖国の独立を求めるアイルランド系アメリカ人がカナダを標的として起こした争乱であるフィニアン襲撃（Fenian Raids）は、1866年頃に始まりカナダの連邦結成の要因ともなった。この際にカナダで逮捕された者の中にはイギリスやカナダから帰化した重国籍のアメリカ人もいたため、その所管をめぐって英米間あるいは加米間で対立が生じたのである。

この問題に関する外交的交渉の結果として、イギリスは国王への忠誠を恒久的なものとする原則を転換し、イギリス臣民の身分を放棄することを可能とした。コモン・ローに基づくイギリスの国籍法の原則は、この1870年帰化法により一応の完成を見たとして評価される<sup>29)</sup>。

## 3. 自治領発展期のカナダ国民 —1914年イギリス帰化法との関係から—

### (1) 1910年移民法（カナダ）

カナダの制定法で「カナダ市民権」(Canadian citizenship) の語が用いられたのは、1910年

5月4日に成立した移民法（Immigration Act 1910）<sup>30)</sup>における使用が最初である。当時のカナダでは不況に苦しむイギリスの貧困者が政府支援により多数カナダに移住することが問題視されていた<sup>31)</sup>。それを受けて成立した1910年移民法は移民の受け入れ条件を厳格化するものであり、その過程で、排除対象である外国人や移民を定義する作業と表裏一体の形で「カナダ市民」の語が登場することになるのである。

ここでは、カナダ市民と外部者の区別に関わる条項に限定して内容を確認しておく。1910年移民法では、第2条で基本的用語の定義が明示されている。

- (e) 「外国人」(alien) とはイギリス臣民でない者を意味する。
- (f) 「カナダ市民」(Canadian Citizen) とは次のものを意味する
  - i カナダで出生した者で外国人となっていないもの
  - ii イギリス臣民でカナダに本拠(domicile)を持つ者
  - iii カナダの法律により帰化した者でその後外国人となっていないもの、また本拠を失っていないもの

但書

カナダに入国歴のない女性は、夫がカナダ市民であることを理由にカナダ市民権を獲得したものとはみなさない。カナダに入国歴のない子は、父または母がカナダ市民であることを理由にカナダ市民権を獲得したものとはみなさない<sup>32)</sup>。

- (g) 「移民」(immigrant) とはカナダに本拠を獲得する意思をもってカナダに入国する者を意味する。カナダに入国しようとする全てのものは、「非移民区分」(non-immigrant classes) である下記の一つに該当しない限り、移民として扱われる<sup>33)</sup>。
  - i. カナダ市民及びカナダに本拠を持つ者

- ii. 外交官及びその家族
- iii. 軍人及びその家族
- iv. 旅行者
- v. 学位授与機関である大学等の学生
- vi. 演劇や音楽などの専門組織に属し公演、  
展覧会等のために一時滞在する者、及び  
招聘されて一時滞在する芸術家、聖職者、  
大学教授など
- vii. 入国許可書を保持する者

外国人とイギリス臣民という区分が外部者と内部者を分ける基本的な基準であることは、定義の列挙の順からも明らかである。(f)の3項目はいずれもイギリス臣民に該当するものであるから、イギリス臣民のうち一定の条件を満たすものをカナダ市民と定義していることになる。1910年法におけるカナダ市民とは、移民局の管理を受けない身分であることを示すための便宜的用法という性格が濃く、具体的な法的権利の裏付けを伴っていない。そのため、カナダ市民権の起点は後述の1946年市民権法にあるという解釈が一般的である。

## (2) 1911年帝国会議

1910年移民法が定められたとはいえ、カナダにはすでに1868年帰化法及びその後の改正法が存在しており、カナダが定める独自の要件によりイギリス臣民の身分を付与することが行われていた。カナダにとって移民は労働力として必要な存在であったため、その受け入れを促進することが望ましく、その要件審査は厳格でなかったとされる<sup>34)</sup>。オーストラリアなど帝国内の他の自治領においても類似の事情は存在し、各政府によって独自に付与されるイギリス臣民の実態はますます多様化することが予想された。

イギリス臣民の身分は、先述の1847年外国人帰化法により、帝国全域で有効なもの、帰化を認定した自治領内限定で有効なものに二分化されていた。したがって、カナダで認定された臣民の身分が帝国内の他の自治領で通用しないといった状況も現実に生じていた。このまま各

自治領の民族的多様化が進み、かつ帝国内の移動が増加すれば、イギリス臣民の普遍性の欠如はイギリス帝国の一体性を傷つける結果につながりかねない。

このような問題意識に基づき、1911年帝国会議では、イギリス及び各自治領が認定したイギリス臣民の身分は帝国内全域において有効となることが確認された。カナダをはじめとする自治領は、イギリスと同等の立場でイギリス臣民の身分を認可する権限を獲得したのである。1910年代はカナダのナショナリズムが前進した時代として記憶されるが、それはこのような帝国内の協調とそれに伴う権限の増大という事実と無関係ではないだろう。

## (3) 1914年帰化法（イギリス）

1914年、イギリスはイギリス国籍と外国人の地位に関する法律（British Nationality and Status of Aliens Act）を制定した。同法は3つの部分と別表から構成されている。第1部は、第1条で生来のイギリス臣民の定義を詳細に示した。主要部分となる第2部は、イギリスにおける外国人の帰化の認可とその撤回について規定し、イギリスの海外領においてはその政府が本法に基づき帰化に関する権限を行使するものとした。第3部は一般規定として、既婚女性と未成年の子の国籍、イギリス国籍（British nationality）の喪失、外国人の地位などについて規定した。

とくに注目されるのは第2部である。そこに含まれる第8条は、(1)でイギリスの海外領土の政府が帰化の認可に関して本国の国務大臣と同等の権限を持つことを示した後、次のように明記している。

- (2) 本条に基づき授与されたいかなる帰化証明書も、本法に基づき国務大臣によって授与された帰化証明書と同等の効力を有する。

1911年の大陸会議で合意された、イギリス臣民の身分をその認可主体にかかわらず帝国内全

域で有効なものとして扱う方針は、これにより明文の根拠を持ったことになる。

次に第9条では、外国人の帰化について規定した第2部を別表1に明記された自治領（カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ニューファンドランド）に適用することについて自治領立法府の判断に委ねることが明記された。自治領立法府が本法当該部分を採用すれば、自治領は帰化の認可と忠誠の宣誓に関して、本法によって与えられた権限を行使することができる。自治領立法府はまた、その権限を政府のどの省庁がどのように行使するかを定めることができる。

第1部と第3部を帝国内全域に適用する一方で、第2部については自治領の裁量を認めたことは、各自治領の自治権拡大への要求が増大していた当時のイギリス帝国の状況を反映している。しかし現実には、カナダをはじめとする各自治領は第2部の内容を採用することを選択した。

#### (4) 1914年帰化法（カナダ）

カナダの1914年帰化法（Naturalization Act 1914）は、カナダに適合するように文言の修正や削除が見られるものの、基本的にはイギリスの1914年法を基盤としていた。ここではその条文の一部を具体的に確認しておく。

第1部では生来のイギリス臣民（natural-born British subject）の定義がまず置かれているが、イギリスの1914年帰化法と比べると、但書が簡略化されるなど、文言の一部が削除されている。

1. 以下のものは生来のイギリス臣民として扱われるものとする

- (a) 国王の領内で忠誠をもって出生した者
- (b) 国王の領外で出生した者で、出生時に父がイギリス臣民であり国王への忠誠をもって出生したか帰化証明書を発給されたもの
- (c) 外国の領海であるか否かにかかわらず、

イギリス船籍の船上で出生した者

但書

イギリス臣民の子は、条約、降伏文書、授与、慣習、黙許などにより国王がイギリス臣民への管轄権を行使する地において生まれた場合、その出生が本法の成立前後のいずれであるかにかかわらず、国王への忠誠をもって生まれたものとみなされる。

- 2. 外国船上で生まれた者は、その出生時に当該船がイギリス領海を航海中であつたことのみを理由としてはイギリス臣民とはみなされない。
- 3. いずれの条項も、とくに明記しない限り、本法施行以前に生まれた者の身分に影響しない。

(b)では国王の領外で出生した者にイギリス臣民の身分が与えられる条件を示している。そのような者は元来コモン・ローではイギリス臣民ではなかったが、財産相続などの問題を避けるために、父がイギリス臣民であることを条件として認められるようになったという事情がある。本項はそれを制定法で明記したものであり、この点で1914年帰化法はイギリス及びカナダ（を含む海外領）におけるイギリス臣民の概念に重大な変更をもたらしたと言える。

#### (5) 1921年カナダ国民法（カナダ）

1921年には、イギリス臣民としての身分に加えてカナダ国民としての身分をより明確にすることを目的として、カナダ国民法（Canadian Nationals Act）<sup>35)</sup>が制定された。

同法の目的について、当時の法務大臣チャールズ・ドハーティ（Charles Doherty, 1855-1931）はカナダ下院で次のように発言している。「本法案は、カナダ人のイギリス臣民としての地位に何らかの影響を及ぼすことを企図するものではない。この法律のもとでも、我々はイギリス臣民であり続けるし、イギリス臣民でない

何人もカナダ国民にはならない。本法案の目的は、イギリス臣民の中に特定の種別を設けて、イギリス臣民が持つ全ての権利と義務に加えて、カナダ人であるという事実に基づき特定の権利を持つ人を定義することである」<sup>36)</sup>。

これに先立つ1919年、第一次世界大戦の戦後処理に関してカナダは盛んに単独行動し、イギリスとは別個の存在であることを明確に示すことに情熱を燃やしていた。ではイギリスとは異なるカナダの構成員となるのはいかなる人々であるのか。カナダ国民法は、イギリス臣民とは別にカナダ国民という概念を創出し、カナダ在住のイギリス臣民をその妻子も含めて自国民として定義することにより、カナダが自己決定権を有する状態を法的に確立するという、象徴的な意味を強く持っていたと言える。

#### 4. 法的独立達成後のカナダ国民 —1948年イギリス国籍法との関係から—

##### (1) 1946年カナダ市民権法（カナダ）<sup>37)</sup>

カナダ市民権は、文言としては早くから存在していたが、その法的根拠としては1946年6月27日に成立したカナダ市民権法（Canadian Citizenship Act 1946）<sup>38)</sup>による規定が最初である。同法の施行はカナダ国民に祝意をもって受け止められ、1947年1月3日には最初のカナダ市民権授与式が行われ、首相のマッケンジー・キングが第1号の証書を授与された。

1946年市民権法は、カナダ市民権を定義することによりカナダ国民の概念を明示したが、その内容はイギリス臣民の概念を根本から覆すものでもあった。ここでは主要部分の条文を確認しておく。

第1部は、生来のカナダ国民（natural-born Canadian citizen）を次のように定義している。

4. 本法の施行以前に生まれた者で、次のものは生来のカナダ国民である。

- (a) カナダまたはカナダ船籍の船上で生まれ、本法施行時に外国人となっていないもの
- (b) カナダ船籍の船上以外のカナダ国外で生

まれ、父が、または嫡出子でない場合は母が、

- (i) カナダまたはカナダ船籍の船上で生まれ、当人の出生時に外国人となっておらず
- (ii) 当人の出生時にカナダに本拠を持つイギリス臣民であり本法の施行時に、外国人となっておらず、永住目的で合法的にカナダに入国しているか、未成年であるもの

5. 本法の施行以後に生まれた者で、次のものは生来のカナダ国民である。

- (a) カナダまたはカナダ船籍の船上で生まれたもの
- (b) カナダ船籍の船上以外のカナダ国外で生まれ、かつ
  - (i) 父が、または嫡出子でない場合は母が、当人の出生時に、カナダまたはカナダ船籍の船上で生まれたことにより、または市民権の許可証を授与されるか、本法施行時にカナダ国民であったことにより、カナダ国民であるもの
  - (ii) その出生の事実が、発生から2年以内に、または法規に基づき国務大臣により延長を認められた期間内に、領事館で国務大臣により登録されているもの

これに続く第2部では生来でないカナダ国民について、第3部ではカナダ市民権の喪失について規定している。

最も注目されるのは第4部である。この部分は「カナダ国民の身分とイギリス臣民の認識」と題され、次のように規定している。

26. カナダ国民はイギリス臣民である。

27. 生来のカナダ国民でないカナダ国民は、本法の諸規定を条件として、生来のカナダ人と同様の全ての権利、権限、及び特権を持つ資格を有し、全ての責務、義務、責任を

負い、カナダ国民となった後は、本法の諸規定を条件として、生来のカナダ国民と同等の身分を得る。

28. イギリス臣民の身分を、出生時または帰化時にその臣民であったカナダ以外のイギリス連邦内の国家の法律に基づき出生または帰化により獲得した者は、カナダにおいてイギリス臣民として認められる。

元来、カナダ国籍の概念はイギリス臣民の身分をもとに構築されてきたものであり、その原則は1921年カナダ国民法によっても揺らぐことはなかった。言い換えれば、カナダ市民権はイギリス臣民に対し従属関係を有しており、イギリス臣民の身分からカナダ市民権が引き出されていた<sup>39)</sup>。

しかし本法によれば、カナダ市民権は旧来のイギリス臣民の要件とは無関係に授与され、多様なカナダ国民が創出される。そして第26条によれば、そのようなカナダ国民はもれなくイギリス臣民である。カナダ国籍とイギリス臣民の関係は逆転することになり、イギリス臣民の身分が帝国内で共通に有効であるという原則も、これでは維持することが困難であった。

この問題を解決するため、イギリス臣民の概念の見直しを図ることは不可避となった。1947年のイギリス連邦会議では、イギリス及び自治領の代表者によって協議が行われた。そこでの合意をもとにイギリスでは国籍法が改正されることになり、新たな概念を用いてイギリス連邦の体制は再構築されることとなった。

## (2) 1948年イギリス国籍法 (イギリス)

1948年イギリス国籍法 (British Nationality Act 1948)<sup>40)</sup>では、イギリス臣民の身分が再編された。「市民権によるイギリス国籍」(British nationality by virtue of citizenship)と題された第1条で、(1)で、イギリスまたは植民地の市民 (citizen of the United Kingdom and Colonies、以下 CUKC) 及びイギリス連

邦内国家 (カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ニューファンドランド、インド、パキスタン、南ローデシア、セイロン) の諸国民は、いずれもそれぞれの市民権に基づきイギリス臣民の身分を持つことが明示された。(2)では、イギリス臣民とコモンウェルス市民 (Commonwealth citizen) は同義であるとされた。これにより、イギリス臣民は CUKC と連邦内諸国民の2種類に整理されたことになる。

CUKC の身分は本法自体に基づく市民権を根拠として獲得される。連邦内諸国民のイギリス臣民 (コモンウェルス市民) としての身分は各国の立法に基づき付与される市民権を根拠とすることになるが、本法の施行日である1949年1月1日時点では、連邦内諸国はカナダとセイロンを除き市民権法が未制定であった。そのため移行措置として暫定的に、第13条では、市民権法の施行まで市民権を持たないイギリス臣民 (British subject without citizenship) という概念が設定された。1951年までには当該諸国の全てが市民権の制定を完了している。

## (3) 1976年市民権法 (カナダ)

1946年カナダ市民権法に代わるものとして制定された1976年市民権法 (Citizenship Act 1976) では、カナダ国民とイギリス臣民を関連づける条項は存在しない。施行日の1977年2月15日以降、カナダで有効な法律でイギリス臣民に言及されているものは、カナダ国民またはコモンウェルス市民を指すものと解釈されることが第32条(2)で規定され、イギリス臣民がカナダにおいて持っていた法的身分は消滅した。

本法の重要な変更点は、カナダ国民の重国籍が可能になったことである。1946年カナダ市民権法とは異なり、外国籍を取得したことにより国籍を喪失することはなくなった。国籍喪失に関する具体的条件を定めた条項は、国外で出生した者が28歳までに国籍保持の手続きを取らなかった場合にカナダ国籍を喪失することを定めた第8条のみである<sup>41)</sup>。

カナダの市民権法は、その後も度重なる改正が行われ、カナダ市民権の価値を高める試みが続けられている。1976年市民権法は、イギリス臣民の概念から離れたこと、重国籍を可能にしたことなどにおいて、多民族多文化国家である現代カナダの実情に即した国籍制度の基礎を築く役割を果たしたと言える。

## 結び

カナダ歴史学の泰斗ラムゼー・クックは、ナショナリズムに関する論考の中で次のように述べている。「連邦結成後の最初の五十年間は、英語系カナダ人ナショナリストたちは、祖国イギリスの伝統がカナダを革命的伝統から区別したと主張した。しかし次の世代はそのような彼らの主張を“植民地的”と評し、カナダはイギリス的ではなくむしろ北アメリカ的であると主張した。しかし一九七〇年代までには、北アメリカ的であることは合衆国の一部であることとますます区別しにくくなってきた」<sup>42)</sup>。

この叙述に端的に示されるように、カナダは連邦結成以来、イギリスからの政治的独立を積極的に推進しながらも、自立の程度が増すにつれ、巨大な隣国であるアメリカ合衆国との差別化という新たな課題に直面した。カナダは、かつては北米13植民地による革命に同調しないことを選択し、20世紀にはイギリス連邦に残留することを選択したという歴史を持つ。その意味で、核となる民族を特定することが今や政治的に困難となったアメリカとは異なり、カナダが長期間にわたってイギリスとの関係をネイション・ビルディングの作業に反映させたことは必然であった。

政治的独立に関して付言するならば、第二次大戦後、カナダ政府が「自治領」の語を用いることは激減し、1982年に「ドミニオン・デー」を「カナダ・デー」へと法的に改称したことを最後に、この語が公的に用いられる機会はほぼなくなった<sup>43)</sup>。しかし「自治領」という文言は、英領北アメリカ法がカナダに移管された後も1867年憲法の条文中に残されたままであり、支

配や従属を意味しない単なる名称としては、現在も消滅したわけではない。政治学者セイモア・リップセットは、反革命という国家形成の事情がカナダ人の心理に「消しがたい痕跡を残した」<sup>44)</sup>と述べているが、建国史の痕跡は憲法にまで刻まれているのである。カナダにとって、カナダ的アイデンティティーを明確に表出することは国家的課題であり、カナダ人とは何であるかを法的に位置付ける国籍・市民権の定義のあり方は重大な意味を持ったと考えられる。

連邦結成以降20世紀半ばまでのカナダは、英米加三国から成る北大西洋三角形における重点をイギリスからアメリカへ移すことによる脱帝国の動きを進めた。カナダ史は、これをナショナリズムの発展と重ねることによって理解されてきた。一方イギリス史の側では、帝国がコモンウェルスという新たな体制へと再編されていくなかで、カナダは旧帝国内の自治領・植民地という枠組みの中で他国と一律に論じられることが多い。しかし、ここまで本稿で見てきたように、国籍・市民権という概念の観点から見ると、カナダが脱帝国を試みる過程において行った立法が、イギリスの国籍法に及ぼした影響もまた小さくはなかった。

英加関係を見るにあたり、自治領カナダに本国イギリスが課してきた各種の制約が中心的に論じられることは当然である。しかし、帝国内の自治領・植民地統治に関わる一般的事情とは別にカナダの立法がイギリス及びその帝国の方向性に作用していた側面についてもまた、注目に値するのではないか。

本稿では、カナダ国籍の概念の変遷を、カナダのイギリス帝国から段階的な進化と自立の過程に重ねて概観した。イギリスからの自立過程におけるカナダの国籍法立法の個別事情やそれが国民形成に及ぼす影響等については、「失われたカナダ人」(Lost Canadians)<sup>45)</sup>など現代に至る具体的問題も含め、個々に検討する余地が大きい。今回はそこまでは至らなかった。また、国籍と市民権の問題については、多文化主義を掲げて多民族社会の統合を図るカナダに

としては、他の重要な視点も多数存在する。これらの事柄についてはまた稿を改めて論じることにはしたい。

## 註

- 1) Guy Lawson, “Trudeau’s Canada, Again,” *New York Times*, December 8, 2015.
- 2) Candice Malcolm, “Trudeau says Canada has no ‘core identity’”, *Toronto Sun*, September 15, 2016.
- 3) J. L. Granatstein, *Who Killed Canadian History?*<sup>2</sup> (Toronto: HarperPerennial, 1999), 6.
- 4) 代表的な研究書としては次のようなものがある。Ann Dummett and Andrew G. L. Nicol, *Subject, Citizens, Aliens and Others: Nationality and Immigration Law* (London: Weidenfeld and Nicolson, 1990). 本稿に関わるイギリス法の問題を直接取り上げた日本人研究者の著作としては次のものがある。柳井健一『イギリス近代国籍法史研究—憲法学・国民国家・帝国』(日本評論社、2004年)。宮内紀子「1948年イギリス国籍法における国籍概念の考察—入国の自由の観点から」『法と政治』62, no. 2 (2011) : 163-203.
- 5) 本稿に関わる国籍法と市民権法の問題をカナダ研究の観点から取り上げた日本人研究者の著作としては次のものがある。加藤普章「カナダの国籍概念と選挙権—英国臣民からカナダ人へ」『大東法学』19, no. 1 (2009) : 1-33. 田中俊弘「コモンウェルス市民権の歴史と現在」『麗澤レビュー』24 (2018) : 37-42. カナダとイギリス帝国の関係を論じた著作としては次のものがある。細川道久『カナダの自立と北大西洋世界—英米関係と民族問題』(刀水書房、2014年)
- 6) 7月1日は「カナダデー」と呼ばれる休日であり、首相がカナダの「誕生」を祝うメッセージを述べるのが通例となっている。連邦結成1周年となる1868年に初代総督チャールズ・モンクがカナダの臣民に対してこの日を祝することを求める宣言書に署名したことに始まる。1879年に連邦法により法定休日となり、「ドミニオンデー」と呼ばれるようになったが、1982年カナダ法により改称された。
- 7) 30 & 31 Vict., c. 3, 1867.
- 8) John A. Macdonald, February 3, 1891.
- 9) Wilfrid Laurier, Saint John, September, 1911.
- 10) Robert Laird Borden, London, June 10, 1912.
- 11) その背景には、オンタリオ州とマニトバ州におけるフランス語教育の削減により、フランス系カナダ人の不満が高まっていたという事情もあった。
- 12) ヴィミーリッジの戦いは、カナダのネイションとしての統合を実現するうえで決定的役割を果たしたものとして語り継がれてきた。しかし歴史学者の間では対立する見解が存在し、ヴィミーはアフガニスタン紛争など近年の戦争を正当化するためのプロパガンダのために利用されているという指摘がある。Robert Everett-Green, “Vimy Ridge: Birthplace of a nation — or of a Canadian myth?” *Globe and Mail*, March 31, 2017.
- 13) J. M. Bumsted, *A History of the Canadian Peoples*, 2nd ed. (Don Mills, ON: Oxford University Press Canada, 2003), 325.
- 14) Kenneth McNaught, *The Penguin History of Canada* (Toronto: Penguin Books Canada, 1988), 269.
- 15) このことを象徴する出来事の一つとして、1943年にフランクリン・ローズヴェルトとウィンストン・チャーチルが米英首脳会談をケベックで二度にわたり開催した際に、カナダ首相ウィリアム・ライアン・マッケンジーキング(William Lyon Mackenzie King, 1874-1950) がこれを三者会談とすることを望みながらも結局はホストの役割に甘んじたという事実がある。
- 16) Calvin v. Smith, 77 Eng. Rep. 377 (1608)
- 17) 本稿においてはこれを「イギリス」と表記する。
- 18) 7 Anne, c. 5, 1708.
- 19) 13 Geo III, c. 21, 1772.
- 20) 7 & 8 Vict., c. 66, 1844.

- 21) 10 & 11 Vict., c. 83, 1847.
- 22) 54 Geo. III, c. 9, 1814.
- 23) 9 Geo. IV, c. 41, U. C., 1828.
- 24) 4 and 5 Vict., c. 7, 1841.
- 25) 12 Vict., cap. 197, 1849.
- 26) Alfred Howell, *Naturalization and Nationality in Canada: Expatriation and Repatriation of British Subjects*, (Toronto and Edinburgh: Carswell, 1884), 1.
- 27) 1881年に法改正により、居住要件は3年間に延長された。
- 28) 33 & 34 Vict. c. 14, 1870
- 29) 柳井健一、前掲書、284.
- 30) Immigration Act 1910 (S. C. 1910, c. 27)
- 31) Elizabeth A. Scot, “The Ill-name of the Old Country’: London’s Assisted Emigrants, British Unemployment Policy, and Canadian Immigration Restriction, 1905-1910” *Journal of the Canadian Historical Association* 26, no.1 (2015): 99-130.
- 32) カナダはこの時点で自治領であるが、日本語表現の便宜上、land の訳語に「入国」をあてた。同法では land が旅客または移民について用いられる場合、法的許可を受けてカナダに入ることと定義している。
- 33) ii以降は要点のみの記載に留めている。
- 34) 加藤普章、前掲書、8.
- 35) Canadian Nationals Act 1921 (S. C. 1921 c. 4)
- 36) *House of Commons Debates*, March 8, 1921, 645.
- 37) 正式名称は「市民権、国籍、帰化、外国人の地位に関する法律」。一般的な通称は「1946年市民権法」であるが、施行日が1947年1月1日であったことから「1947年市民権法」と表記されることがある。
- 38) Canadian Citizenship Act, (S. C. 1946, c. 15)
- 39) 宮内紀子、前掲書、172.
- 40) 11 & 12 Geo. VI, c. 56
- 41) 第8条は2008年に削除された。
- 42) Ramsay Cook, *Canada, Quebec, and the Uses of Nationalism* (Toronto: McClelland & Stewart, 1986). ラムゼー・クック、小浪充・矢頭典枝訳『カナダのナショナリズム—先住民・ケベックを中心に』(三交社、1994年) 16.
- 43) 1957年から1963年にかけて首相を務めた進歩保守党のジョン・ディーフェンバーカー (John Diefenbaker, 1895-1979) は、アメリカと折り合いが悪く、旧来のイギリスとの関係をカナダの伝統として重視した。退任後もなお「ドミニオン・デー」の存続を強く主張するCBC(カナダ放送協会)の映像が残されている。(https://www.cbc.ca/player/play/716016195847)
- 44) Seymour Martin Lipset, *Continental Divide: The Values and Institutions of the United States and Canada*, (London: Routledge, 1990), 1.
- 45) 帰化法や市民権法の度重なる改正のため、本人が知らぬ間にカナダ国民やイギリス臣民としての要件から外れたり、国籍確保のための必要手続きを怠ったことにより、カナダ市民権を喪失した者を指す。近年、法改正により制度の是正は進められているが、その効果は過去に遡及しないため、市民権の回復が課題となっている。その実情は、例えば次の記事などに見ることができる。“‘I had no idea that anything like this could even happen’: Arcane law strips unwitting Canadians of citizenship” *National Post*, September 18, 2016.

#### 参考文献

- Bumsted, J. M. *A History of the Canadian Peoples*. 2nd ed. Don Mills, ON: Oxford University Press Canada, 2003.
- Cook, Ramsay. *Canada, Quebec, and the Uses of Nationalism*. Toronto: McClelland & Stewart, 1986.
- Dummett, Ann, and Andrew G. L. Nicol. *Subject, Citizens, Aliens and Others: Nationality and Immigration Law*. London:

- Weidenfeld and Nicolson, 1990.
- Granatstein, J. L. *Who Killed Canadian History?* Toronto: HarperPerennial, 1999.
- Howell, Alfred. *Naturalization and Nationality in Canada: Expatriation and Repatriation of British Subjects.* Toronto and Edinburgh: Carswell, 1884.
- Lipset, Seymour Martin. *Continental Divide: The Values and Institutions of the United States and Canada.* London: Routledge, 1990.
- McNaught, Kenneth. *The Penguin History of Canada.* Toronto: Penguin Books Canada, 1988.
- Scot, Elizabeth A. "The Ill-name of the Old Country': London's Assisted Emigrants, British Unemployment Policy, and Canadian Immigration Restriction, 1905-1910" *Journal of the Canadian Historical Association* 26, no.1 (2015): 99-130.
- 細川道久『カナダの自立と北大西洋世界—英米関係と民族問題』刀水書房、2014年
- 加藤普章「カナダの国籍概念と選挙権—英国臣民からカナダ人へ」『大東法学』19, no.1 (2009) : 1-33.
- 宮内紀子「1948年イギリス国籍法における国籍概念の考察—入国の自由の観点から」『法と政治』62, no.2 (2011) : 163-203.
- 田中俊弘「コモンウェルス市民権の歴史と現在」『麗澤レビュー』24 (2018) : 37-42.
- 柳井健一『イギリス近代国籍法史研究—憲法学・国民国家・帝国』日本評論社、2004年